

訪問看護ステーション エリシオン名張

重要事項説明書

株式会社ベック

重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社ベック
代表者氏名	代表取締役 辻 正夫
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府大阪市中央区南本町一丁目4番10号 電話番号 06-6125-2227・ファックス番号 06-6271-5581
法人設立年月日	平成13年2月26日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーション エリシオン名張
介護保険指定 事業所番号	2461390185
事業所所在地	三重県名張市百合が丘東9番町260番地
連絡先 相談担当者名	電話番号 0595-62-1000・ファックス番号 0595-61-1622 管理者 野口 奈都子
事業所の通常の 事業の実施地域	名張市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	株式会社ベックが開設する 訪問看護ステーション エリシオン名張が行う事業所の看護師その他の従業者（以下「従業者」という。）が、かかりつけの医師が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護及び医療保険による訪問看護（以下「サービス」という。）の必要を認めた高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。
運営の方針	1 事業所の従業者は、利用者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日（12月30日～1月3日を除く）
営業時間	午前9時00分から午後5時00分

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から金曜日ただし、年末年始（12月30日～1月3日）を除く
サービス提供時間	午前9時00分から午後5時00分

(5) 事業所の職員体制

管理者	管理者 野口 奈都子
-----	------------

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	1 主治医の指示に基づき適切なサービスが行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1 名
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	1 サービスの提供の開始に際し、主治医から文書による指示を受けるとともに、主治医に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。 2 主治医の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護計画を交付します。 4 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。 5 サービスの実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 6 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 7 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 8 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。	1 名以上
看護職員 （看護師・ 准看護師）	訪問看護計画に基づき、サービスを提供します。	2.5 名以上

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
訪問看護計画の作成	主治医の指示及び利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。

訪問看護の提供	<p>訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。</p> <p>具体的な訪問看護の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 病状・障害の観察 (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持 (3) 食事及び排泄等日常生活の世話 (4) 褥創の予防・処置 (5) リハビリテーション (6) ターミナルケア (7) 認知症患者の看護 (8) 療養生活や介護方法の指導 (9) カテーテル等の管理 (10) その他医師の指示による医療処置
---------	--

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額については別紙のとおり

4 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日頃に利用者あてお届け（郵送）します。</p>
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の27日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 事業者指定口座への振り込み (イ) 利用者指定口座からの自動振替 (ウ) 現金支払い <p>イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）</p>

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促

から7日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

5 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）・医療保険証等を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 野口 奈都子
-------------	------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

7 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努
--------------------------	--

	<p>めるものとしします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としします。</p>
② 個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとしします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

8 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上株式会社
保険名	福祉事業者総合賠償保険
補償の概要	福祉事業に関わる損害賠償リスクを総合的に補償

10 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11 心身の状況の把握

サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

12 居宅介護支援事業者等との連携

- ① サービスの提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

13 サービス提供の記録

- ① サービスの実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- ③ 提供したサービスに関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

14 衛生管理等

- ① 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

15 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供したサービスに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - ・ 苦情又は相談があった場合は、ただちに苦情相談担当者が連絡を取り、本人から状況の聞き取りや事情の確認を行う。
 - ・ 苦情等の内容に相違ないか確認、原因を追及し迅速に対応する。また、担当の介護支援専門員とも連絡を取り、事情の確認と協力体制をとる。
 - ・ 苦情相談担当者は、必要があれば管理者を含めて検討会議を行う。

- ・苦情相談担当者が台帳に記録し、加えて苦情内容、その対応を各職員に報告し再発を防ぐ。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 訪問看護ステーション エリシオン名張 管理者 野口 奈都子	所在地 三重県名張市百合が丘東 9 番町 260 番地 電話番号 0595-62-1000 ファックス番号 0595-61-1622 受付時間 午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分
【市町村（保険者）の窓口】 名張市役所 介護・高齢者支援室	所在地 三重県名張市鴻之台 1-1 電話番号 0595-63-7599 受付時間 午前 9 時から午後 4 時 30 分（土日祝休み）
【公的団体の窓口】 三重県国民健康保険団体連合会	所在地 三重県津市桜橋町 2 丁目 96 番地 電話番号 059-222-4165 受付時間 午前 9 時から午後 5 時（土日祝休み）

1 6 業務継続計画の策定等について

- (1) 自然災害発生時は「自然災害発生時における業務継続計画」に基づいて営業いたします。
 1 回／年以上研修を行っています。
 ※暴風雪警報及び特別警報が発令された場合、サービス提供を中止させていただくことがあります。また大雪等で移動が困難、危険と判断した場合もサービス提供を中止させていただくことがあります。
- (2) 「感染症の予防及びまん延防止の指針」に基づき、感染予防及びまん延防止に努めています。また新型コロナ、インフルエンザ等の感染症発生時には「新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画」に基づいて営業いたします。
 感染対策委員会を設置し、1 回／月委員会を開催しています。
 1 回／年以上研修を行っています。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府大阪市中央区南本町一丁目4番10号
	法人名	株式会社ベック
	代表者名	代表取締役 辻 正夫
	事業所名	訪問看護ステーション エリシオン名張
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	

別紙

訪問看護ステーション エリシオン名張 利用料金表（介護保険）

※令和 8 年 6 月改定 （今後、法改定に伴う改定の場合それに従う。）

要介護の場合

サービス提供時間数 サービス提供時間帯	20 分未満		30 分未満		30 分以上 1 時間未満		1 時間以上 1 時間 30 分未満	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
昼間 (上段：看護師による場合 下段：准看護師による場合)	3,205 円	321 円	4,808 円	481 円	8,402 円	841 円	11,516 円	1,152 円
	2,879 円	288 円	4,318 円	432 円	7,555 円	756 円	10,363 円	1,037 円
早朝・夜間 (上段：看護師による場合 下段：准看護師による場合)	4,012 円	402 円	6,013 円	602 円	10,495 円	1,050 円	14,396 円	1,440 円
	3,593 円	360 円	5,390 円	539 円	9,444 円	945 円	12,946 円	1,295 円
深夜 (上段：看護師による場合 下段：准看護師による場合)	4,808 円	481 円	7,208 円	721 円	12,599 円	1,260 円	17,275 円	1,728 円
	4,318 円	432 円	6,473 円	648 円	11,333 円	1,134 円	15,539 円	1,554 円

要支援の場合

サービス提供時間数 サービス提供時間帯	20 分未満		30 分未満		30 分以上 1 時間未満		1 時間以上 1 時間 30 分未満	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
昼間 (上段：看護師による場合 下段：准看護師による場合)	3,093 円	310 円	4,604 円	461 円	8,106 円	811 円	11,289 円	1,274 円
	2,787 円	279 円	4,145 円	415 円	7,300 円	730 円	10,016 円	1,002 円
早朝・夜間 (上段：看護師による場合 下段：准看護師による場合)	3,869 円	387 円	5,758 円	576 円	10,138 円	1,014 円	13,916 円	1,392 円
	3,481 円	349 円	5,186 円	519 円	9,127 円	913 円	12,517 円	1,252 円
深夜 (上段：看護師による場合 下段：准看護師による場合)	4,645 円	465 円	6,912 円	692 円	12,160 円	1,216 円	16,693 円	1,670 円
	4,186 円	419 円	6,217 円	622 円	10,955 円	1,096 円	15,029 円	1,503 円

理学療法士等による訪問の場合

要介護 1～5 の場合

サービス提供回数 サービス提供時間帯	1 日に 2 回までの場合		1 日に 2 回を超えて行う場合	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
昼間	3,001 円	301 円	2,695 円	270 円
早朝・夜間	3,747 円	375 円	3,569 円	337 円
深夜	4,502 円	451 円	4,043 円	405 円

要支援 1、2 の場合

	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1 割負担	2 割負担	3 割負担
1 日に 2 回までの場合	284	2,899 円	290 円	580 円	870 円
1 日に 2 回を超えて行う場合	142	1,449 円	145 円	290 円	435 円

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時 間 帯	午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時から 午後 6 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 午前 6 時まで

加 算	利用料	利用者 負担額	算 定 回 数 等
□ 緊急時訪問看護加算	6,126 円	613 円	1 月に 1 回
□ 特別管理加算（Ⅰ）	5,105 円	511 円	1 月に 1 回
□ 特別管理加算（Ⅱ）	2,552 円	256 円	
ターミナルケア加算	25,525 円	2,553 円	死亡月に 1 回
□ 初回加算（Ⅰ）	3,573 円	358 円	初回のみ
□ 初回加算（Ⅱ）	3,063 円	307 円	
□ 退院時共同指導加算	6,126 円	613 円	1 回当たり
複数名訪問看護加算（Ⅰ）	2,593 円	260 円	1 回当たり（30 分未満）
	4,104 円	411 円	1 回当たり（30 分以上）
複数名訪問看護加算（Ⅱ）	2,052 円	206 円	1 回当たり（30 分未満）
	3,236 円	324 円	1 回当たり（30 分以上）
長時間訪問看護加算	3,063 円	307 円	1 回当たり
□ サービス提供体制強化加算Ⅰ	61 円	7 円	1 回当たり
□ サービス提供体制強化加算Ⅱ	30 円	3 円	
処 遇 改 善 加 算	所定単位数の 1.8%	左記の 1 割	1 月当たり

- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直しを行います。
- ※ 緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して 24 時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合に加算します。なお、同意書面は別添のとおりです。

※ 特別管理加算は、サービスに関し特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。）に対して、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。
特別管理加算（Ⅰ）は①に、特別管理加算（Ⅱ）は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護

- ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態
- ② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週３日以上行う必要があると認められる状態

を行った場合に加算します。

※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前１４日以内に２日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは１日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、２４時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。）に加算します。
「その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

- イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ３以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）をいう。）、他系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
- ロ 急性増悪その他当該利用者の主治医が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

※ 初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。なお、退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。

※ 退院時共同指導加算は入院若しくは入所中の者に対し、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に加算します。なお、初回加算を算定する場合は算定しません。

※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、１回の時間が１時間３０分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費（１時間以上１時間３０分未満）に加算しま

す。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。

- ※ 主治医(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による提供となります。
- ※ 地域区分別(7級地)の単価10.21円を含んでいます。
- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に、利用者負担額を除いた居宅介護サービス費の支給申請を行ってください。

別紙

訪問看護ステーション エリシオン名張 利用料金表（医療保険）

※令和 8 年 6 月改定 （今後、法改定に伴う改定の場合それに従う。）

訪問看護基本療養費（Ⅰ）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 週 3 日まで 5,550 円 × 訪問日数 ・ 週 4 日以降 1 日につき 6,550 円 × 訪問日数
訪問看護基本療養費（Ⅲ）（外泊中）	8,500 円
難病等複数回訪問加算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4,500 円 × 2 回訪問日数 ・ 8,000 円 × 3 回以上訪問日数
緊急訪問看護加算	2,650 円 × 緊急訪問日数
長時間訪問看護加算（90 分を超える場合）	週 1 回につき 5,200 円
乳幼児加算又は幼児加算	1 日につき 1,400 円又は 1,800 円
複数名訪問看護加算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4,500 円（週 1 回） ・ 看護補助者の場合 3,000 円
訪問看護管理療養費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 日につき初日は 7,710 円 ・ 2 日目以降 3,010 円 × 訪問日数
夜間・早朝加算（6 時～8 時, 18 時～22 時） 深夜加算（22 時～6 時）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2,100 円 ・ 4,200 円
☐ 24 時間対応体制加算	6,800 円/月
☐ 特別管理加算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2,500 円/月 ・ 重症度等の高い場合 5,000 円/月
☐ 退院時共同指導加算	8,000 円
☐ 退院支援指導加算	6,000 円
☐ 特別管理指導加算	2,000 円
☐ 在宅患者連携指導加算	3,000 円
☐ 訪問看護医療情報連携加算	1,000 円
☐ 在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000 円
☐ 訪問看護情報提供療養費	1,500 円
訪問看護ターミナルケア 療養費Ⅰ	25,000 円
訪問看護医療 D X 情報活用加算（※）	50 円/月
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）	月 1 回につき

訪問看護物価対応料	1 日につき 60 円 月の 2 日目以降 20 円
訪問看護物価対応料（令和 9 年 6 月～）	1 日につき 120 円 月の 2 日目以降 40 円

* 利用料は費用額の 1 ～ 3 割（被保険者証で確認いたします。）

* 交通費 一律 1 回／150 円

（※）訪問看護医療ＤＸ情報活用加算

ア 看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して訪問看護・指導を実施しています。

イ マイナ保険証の利用を促進する等、医療ＤＸを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

ウ 医療ＤＸ推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等についての事務所内への掲示及びウェブサイトへの掲載を行っています。

別紙

保険外サービス利用料

営業時間内	1 時間当たり 5,000 円（税別）
営業時間外	1 時間当たり 6,250 円（税別）
交通費	名張市内 無料 伊賀市 300 円 伊賀市以外 500 円
死後処置料	20,000 円（税別）